

互助部の利率が変更になります

おもな変更点

- ①貸付金額に対する利率 特定利率 年利1.68% (これまで4%)
- ②積立金に対する利率 年単利0.5% (これまで1.0%)
- ③相殺貸付 2分の1以上の返済が必要 (これまで5分の2以上)

※貸付利率変更は17年1月償還分から

積立金利率変更は17年3月31日付与2016年度分から

相殺貸付の変更は17年1月から

9月27日に互助部評議員会を開催し、規程の一部改正を行い、利率等の変更を決定しました。12月に行う高教組中央委員会で報告します。

現在、償還中の貸付についても、17年1月償還分から利率が年利1.68%となります。

利率の変更にとまなうシステムの変更等の準備のため、互助部の貸付を一時停止しています。

互助部貸付停止期間 2017年1月5日まで

教職員の勤務負担軽減に係る協議の場 「部活動指導業務の見直し」

高教組では2015年1月から、県教委と「教職員の勤務負担軽減に係る協議の場」で話し合いをすすめ、昨年度までは「労働安全衛生体制の構築」、「勤務時間の把握」について協議を重ねてきました。今年度は「部活動指導業務の見直し」について、これまで5月25日、8月31日、10月27日に検討会を行いました。

この検討会へは、県教委側と、高教組、高体連、高文連、高野連、高P連から出席をし、部活動のあり方について意見を交わしています。「部活動休養日の徹底」「保護者との共通理解の促進」「外部指導者の活用」「勤務時間の適正な管理等」を重点項目として協議をしています。

部活動のあり方について、本部へご意見をお寄せください。